平成２８年（フ）第２５４号
熊本県上益城郡山都町畑106番地、前住所熊本市中央区帯山４丁目20番33号　いずみ荘205号
破産者　澤田　博行
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０１号
北海道旭川市秋月２条２丁目６番13号　浅井コーポＤ―201号
破産者　倉橋　直哉
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２４号
北海道枝幸郡枝幸町三笠町1611番地43　特別養護老人ホーム枝幸苑、住民票上の住所北海道枝幸郡枝幸町三笠町679番地29
破産者　泉　　トシ
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
青森県上北郡野辺地町字野辺地１番地41
破産者　小坂　郁夫
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
宮城県柴田郡大河原町字西浦35番地１
破産者　村儀　良子
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１９６号
石川県白山市坂尻町へ35番地72
破産者　松枝　政美
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５号
長野県長野市中曽根2177番地87、開始決定時の住所長野県佐久市甲911番地２
破産者　髙野富士夫
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２０４号
京都市左京区松ケ崎木ノ本町８番地６　ウィステアリア105、前住所京都市左京区静市市原町500番地13
破産者　平田　雅也
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５１３号
京都市右京区常盤一ノ井町８番地３　カリオン大町508
破産者　小西　勇生（旧姓田原・中井）
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５６７号
京都市山科区御陵鳥ノ向町22番地　アサヒマンション202、前住所滋賀県草津市平井５丁目16番16号
破産者　阪本　剛康
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
高知市朝倉丙2109番地１
破産者　伊藤　雅人
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２８号
長崎県長崎市三重町1237番地２　（開始決定時の住所）長崎県長崎市三重町273番地１、旧住所長崎県長崎市さくらの里１丁目23番27号
破産者　杉屋登美男
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３４号
熊本市東区西原２丁目11番38号　フラワーマンション保田窪303号
破産者　野田　浩二
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２８年（フ）第４号
宮城県石巻市小船越字堤下52番地
破産者　アルバインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１２８９２号
東京都墨田区緑１丁目22―５　洲ビル４Ｆ
破産者　株式会社晴画堂
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２１７号
東京都板橋区坂下２丁目７番12号
破産者　株式会社北村運輸
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２１９号
東京都板橋区新河岸３―６―５
破産者　北村　昭義
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７２５号
東京都葛飾区高砂８―27―21、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区東日本橋２丁目28番４号　日本橋ＣＥＴビル２階
破産者　株式会社富士洋行
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部